

いきいき つうしん

平成30年7月号

事業所様向け集団歯科健診のご案内

歯は食べ物をおいしく食べるのみならず、健康な状態で長生きをするのに欠くことができない大切な存在です。そんな大切な歯を失う主な原因は「虫歯」と「歯周病」です。特に歯周病は、糖尿病などの生活習慣病に深く関わりがあるといわれており、歯の健康は全身の健康維持にとっても大切です。

そこで、協会けんぽ山口支部は今年度も公益社団法人山口県歯科医師会と連携し、歯科医師が御社を訪問し自己負担無料の集団歯科健診事業を行っています。ご希望の事業所様におかれましては、下記の要件等をご確認いただき、この機会にぜひご受診ください。



◆申込要件 歯科健診受診希望者（協会けんぽ加入被保険者様）が30名以上の事業所
※歯科健診当日に30名以上が受診する必要があります

◆受付期間 平成30年6月1日から平成31年2月28日まで
※ただし、申し込み状況に応じて受付を終了する場合があります

◆実施場所 事業所内の会議室等をお借りし実施いたします

◆料金 **無料**

◆健診内容 ①現在歯・喪失歯の状況（う蝕、欠損等）
②歯肉の状況（歯肉出血、歯石、ポケット等）
③口腔清掃状態（良好、普通、不良）
④その他の所見（歯列、咬合、顎関節、粘膜等）

◆実施までのながれ

- ①社内で受診希望者を確認（協会けんぽ加入被保険者様30名以上）
↓
- ②下記問い合わせ先へ電話連絡
↓
- ③協会けんぽから届いた申込書に必要事項を記入のうえ、申し込む
↓ ※申込書は協会けんぽ山口支部のホームページからも入手できます
- ④申し込み後、協会けんぽから届く問診票等記入
↓
- ⑤当日事業所に歯科医師がお伺いして、問診票等を提出
↓
- ⑥歯科健診受診（その場で結果を確認）



全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

山口県歯科医師会における対談のご紹介

◆山口県歯科医師会対談について

協会けんぽと連携して歯科健診事業を行っている山口県歯科医師会の会長である小山様と、昨年11月に開催された山口県歯科保健大会において「健口応援企業」として山口県歯科医師会会長賞を受賞している株式会社中国警備保障社長の豊島様が、平成30年4月16日に「歯科での健康づくり」についての対談をされましたので、ご紹介します。



写真左 山口県歯科医師会 会長 小山様
写真右 株式会社 中国警備保障代表取締役社長 豊島様

◆対談内容

- 小山様** 独自に従業員の歯科健診を行われたのはどのような経緯からでしょうか。
- 豊島様** 警備会社の従業員はシフトが不安定になりがちです。急な病気であれば病院を受診しますが、歯科は後回しになっていることを以前から感じていました。体調を崩してお客様の所に行けないというのが一番困ることです。経済面で後ろ盾になることが一番ではないかと考え、今回会社として取り組むこととしました。
- 小山様** 495名の内294名が受診されました。自治体が行う健診の受診率は1割程度であることを考えると、半数以上というのは大変素晴らしいことです。
- 豊島様** 今年はもっと行ってくれると思っています。
- 小山様** 成人の8割が歯周病だと言われています。歯周病は糖尿病や心臓病、歯を失えば認知症にも関係し、全身の健康に影響することがわかってきています。
- 豊島様** 8020（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）運動というのは聞き及んでいました。以前TV番組で観たのですが、高齢者に対して「人生で失って一番後悔しているものは？」と質問すると「歯」と答える方が多かったのが印象的でした。
- 小山様** ビジネス雑誌のアンケートでは「若い時に何をしておけば良かったか？」という問いに「歯科健診に行っておけば良かった」と多くの方が答えています。現在山口県歯科医師会として、定期的に健診に行きクリーニングを行おう、ということ声を大にして言っています。歯周病を重症化させないためにも、今回の取り組みは良いきっかけになったのではないのでしょうか。
- 豊島様** はい。次回健診にお伺いさせていただいた際には、歯科医師の先生方からその後の治療についても一言付け加えていただくようお願いしようと思っていました。
- 小山様** わかりました。健診だけでなくその後のフォローもしっかり行いたいと思います。

◆対談を受けて

上記の株式会社中国警備保障様は事業所での健康づくりの一環として歯科の取組を重点的に行った結果従業員の健康増進に繋がったという好例です。また同社は協会けんぽと山口県が協働で行っている「やまぐち健康経営企業認定制度」にて健康宣言をされている事業所様でもあります。同制度では健康づくりに関する様々な取組を各事業所様に行っていただいております。その中の一つが「歯科保健に関する取り組み」です。

今回ご紹介した「歯科での健康づくり」を含め、健康づくりに興味を持たれた事業所様に置かれましては、ぜひ「やまぐち健康経営企業認定制度」にエントリーください。私ども協会けんぽとともに健康づくりを行いましょう。



下記の健診機関で生活習慣病予防健診を受けられると、特定保健指導(無料)が健診日にご利用できます。

健診で生活習慣病のリスクが見つかったその日に、生活習慣を改善していくための特定保健指導を受けるチャンスです！

事業所ご担当者様へ

協会けんぽの保健師等が、後日事業所に訪問し行う場合と異なり、日程や場所の確保などの調整は不要なため、対象者様もスムーズに始めることができます。

特定保健指導のお声がかかりましたら、必ず受けていただきますよう、健診を受けられる方へのお声掛けをお願いいたします。

健診と同日に特定保健指導を実施している機関

山陽小野田市民病院	山口赤十字病院	徳山中央病院
宇部興産中央病院	済生会山口総合病院	徳山医師会病院
長門総合病院	山口総合健診センター	下松中央病院
岡田病院	日本健康倶楽部山口支部	周東総合病院

【特定保健指導】

健診の結果、内臓脂肪の蓄積により、高血圧・高血糖・脂質異常などを引き起こす状態と判断された方を対象に行う保健指導です。

これにより生活習慣の改善と生活習慣病の予防、重篤な疾病(脳梗塞や心筋梗塞など)のリスクを低減できるため、貴重な人財を守る有効な取り組みといえます。

対象となる方～

健診の結果でリスクを数え、どれだけ当てはまるかで判定

(1)腹囲、BMI	腹囲	男性85cm 女性90cm 以上	→ A → B	リスク	
	BMI	25 以上			
(2)リスク	血圧	収縮期血圧	130mmHg 以上	いずれかに該当	<input type="checkbox"/>
		拡張期血圧	85mmHg 以上		<input type="checkbox"/>
	脂質	中性脂肪	150mg/dl 以上	いずれかに該当	<input type="checkbox"/>
		HDLコレステロール	40mg/dl 未満		<input type="checkbox"/>
血糖	空腹時血糖	100mg/dl 以上	いずれかに該当	<input type="checkbox"/>	
	HbA1c(NGSP値)	5.6% 以上		<input type="checkbox"/>	
喫煙	現在、タバコを吸う。(注意:他のリスクがある場合にのみ、カウント)			<input type="checkbox"/>	

A または **B** で、リスクが1つ以上あれば、対象となります。

【お詫び】

6月、事業所様およびご家族(被扶養者)様へ向け、集団健診のご案内をお送りしましたが、「検診車による会場実施日程表」のうち、一部健診機関の連絡先が誤っておりました。お詫びし、訂正いたします。

正

広島生活習慣病・
がん健診センター大野
0829-56-5505

被扶養者資格状況リストと マイナンバー確認リストの提出のおねがい

平成30年6月上旬より発送しております、健康保険の被扶養者資格状況リストとマイナンバー確認リストは、平成30年8月17日(金)までに同封の返信用封筒にてご提出ください。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、みなさまのご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

ご提出の期限

平成30年8月17日(金)

同封の返信用封筒にて、ご提出をお願いいたします。



(青)

被扶養者状況リストのみ



(橙)

両方のリストがある場合



(緑)

マイナンバー確認リストのみ

※お届けしているリストによって、返信用封筒の色が異なります。

70歳未満の方へ

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方が、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関(入院・外来別)・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

●70歳以上の方は、**非課税の方を除き**「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により**平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。

ご利用までの流れ

限度額適用認定申請書
のご提出

約1週間程度でお届け

医療機関等の窓口
に提示

各種申請は郵送でお手続きできます！

健康保険の給付(例:高額療養費・傷病手当金等)・任意継続保険・健康診断など、協会けんぽへご提出いただく申請書は、すべて郵送でお手続きすることができます。

また、**協会けんぽホームページにて各種申請書をダウンロード(印刷)することができますので、ご活用ください。**(協会けんぽホームページトップから「申請書のご案内」を参照)